日調連発第１０２号
令和２年７月３日

各土地家屋調査士会長　殿
連　合　会　役　員　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

司法書士法施行規則及び土地家屋調査士法施行規則の
一部を改正する省令について（お知らせ）

標記省令が本月２日に公布されましたのでお知らせします。

なお、同日付けの下記官報に掲載されており、インターネット版「官報」（下記ＵＲＬ）からも参照できます。

記

令和２年７月２日　号外第138号〔省令〕
https://kanpou.npb.go.jp/

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

付録様式（第７条第１項）

司法書士資格認定申請書			
年　月　日 （地方）法務局長　殿 氏　名　㊞ 私は、司法書士法第４条第２号の規定による法務大臣の認定を受けたいので、同法施行規則第７条第１項及び第２項の規定により申請します。 写真 年月日撮影			
（ふりがな） 氏　名		年月日生	男 女
本　籍			
住　所	（〒　）		
事務所 設置予定地			
事業開始の 予定日			

（この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。）

（土地家屋調査士法施行規則の一部改正）

第二条　土地家屋調査士法施行規則（昭和五十四年法務省令第五十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下同じ。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次 ［第一章～第五章　略］ 第六章　懲戒（第三十五条の七―第三十七条） 第七章　［略］ 第八章　日本土地家屋調査士会連合会（第四十三条―第四十三条の三） 第九章　［略］ 附則	目次 ［第一章～第五章　同上］ 第六章　懲戒（第三十六条・第三十七条） 第七章　［同上］ 第八章　日本土地家屋調査士会連合会（第四十三条） 第九章　［同上］ 附則
（受験手続） **第三条**　試験を受けようとする者は、受験申請書に、申請者の写真（提出の日前三月以内に撮影された五センチメートル平方形の無帽（申請者が宗教上又は医療上の理由により顔の輪郭を識別することができる範囲内において頭部を布等で覆う者である場合を除く。）かつ正面上半身の背景のないもの。以下同じ。）及び申請者が法第六条第五項第一号の資格を有する者であるときは、その資格を証する書類を添えて、試験を受けようとする地を管轄する法務局又は地方法務局の長に提出しなければならない。 ［２～４　略］	（受験手続） **第三条**　試験を受けようとする者は、受験申請書に、申請者の写真（提出の日前三月以内に撮影された五センチメートル平方形の無帽かつ正面上半身の背景のないもの。以下同じ。）及び申請者が法第六条第五項第一号の資格を有する者であるときは、その資格を証する書類を添えて、試験を受けようとする地を管轄する法務局又は地方法務局の長に提出しなければならない。 ［２～４　同上］
（試験の内容） **第四条**　試験は、次に掲げる事項で不動産の表示に関する登記につき必要と認められるものについて行う。 ［一・二　略］ 三　筆界（不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第百二十三条第一号に規定する筆界をいう。第二十九条第一号及び第二号において同じ。）に関する知識	（試験の内容） **第四条**　試験は、次に掲げる事項で不動産の表示に関する登記につき必要と認められるものについて行う。 ［一・二　同上］ ［号を加える。］

付録様式（第７条第１項）

司法書士資格認定申請書			
年　月　日 （地方）法務局長　殿 氏　名　㊞ 私は、司法書士法第４条第２号の規定による法務大臣の認定を受けたいので、同法施行規則第７条第１項及び第２項の規定により申請します。 写真 年月日撮影			
（ふりがな） 氏　名		年月日生	男 女
本　籍			
住　所	（〒　）		
事務所 設置予定地			
事業開始の 予定日			

（この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とする。）

四　法第三条第一項第一号及び第五号に規定する業務を行うのに必要な測量に関する知識及び能力

五　［略］

六　その他法第三条第一項第一号から第六号までに規定する業務を行うのに必要な知識及び能力

（試験の運用）

第七条　受験者は、指定された時刻までに試験場内の試験室に出頭せず、又は係員の承認を受けないで試験室から退室したときは、その試験を受けることができない。

２　［略］

（領収証）

第二十七条　［略］

２　前項の領収証は、電磁的記録をもつて作成及び保存をすることができる。

３　第一項の領収証には、受領した報酬額の内訳を詳細に記載し、又は記録しなければならない。

（事件簿）

第二十八条　［略］

２　事件簿は、その閉鎖後七年間保存しなければならない。

（会計帳簿）

第三十五条の二　［略］

２　会計帳簿は、書面又は電磁的記録をもつて作成及び保存をしなければならない。

［３～９　略］

第六章　懲戒

（権限の委任等）

第三十五条の七　次に掲げる法務大臣の権限は、法務局又は地方法務局の長に委任する。ただし、第二号及び第三号に掲げる権限については、法務大臣が自ら行うことを妨げない。

一　法第四十四条第一項の規定による通知の受理

二　法第四十四条第二項の規定による調査

三　法第四十五条第一項の規定による通告

四　法第五十五条の規定による報告の受理

第三十五条の八　法務大臣は、法第四十四条第三項の規定による聴聞を行おうとするときは、第四十条第一項の規定による調査を行つた法務局又は地方法務局の長の意見を聴くものとする。

２　法務大臣は、必要があると認めるときは、法第四十四条第三項の規定による聴聞の権限を法務局又は地方法務局の長に委任することができる。

（懲戒処分の通知）

第三十六条　法務大臣は、法第四十二条第一号若しくは第二号又は第四十三条第一項第一号若しくは第二号の処分をしたときはその旨を当該調査士又は調査士法人の所属する調査士会に、法第四十二条第三号又は第四十三条第一項第三号の処分をしたときはその旨を連合会及び当該調査士又は調査士法人の所属する調査士会に通知する。

三　平面測量（トランシット及び平板を用いる図根測量を含む。）に関する知識及び能力

四　［同上］

五　その他法第三条に規定する業務を行うのに必要な知識及び能力

（試験の運用）

第七条　受験者は、試験を開始する時刻までに試験場内の試験室に出頭せず、又は係員の承認を受けないで試験室から退室したときは、その試験を受けることができない。

２　［同上］

（領収証）

第二十七条　［同上］

［項を加える。］

２　前項の領収証には、受領した報酬額の内訳を詳細に記載しなければならない。

（事件簿）

第二十八条　［同上］

２　事件簿は、その閉鎖後五年間保存しなければならない。

（会計帳簿）

第三十五条の二　［同上］

２　会計帳簿は、書面又は電磁的記録（磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものに限る。第三十五条の四において同じ。）をもつて作成及び保存をしなければならない。

［３～９　同上］

第六章　［同上］

［条を加える。］

［条を加える。］

（懲戒処分の通知）

第三十六条　法務局又は地方法務局の長は、法第四十二条第一号若しくは第二号又は第四十三条第一項第一号若しくは第二号若しくは第二項第一号若しくは第二号の処分をしたときはその旨を当該調査士又は調査士法人の所属する調査士会に、法第四十二条第三号又は第四十三条第一項第三号の処分をしたときはその旨を連合会及び当該調査士又は調査士法人の所属する調査士会に通知しなければならない。

第三十七条　削除

（資料及び執務状況の調査）

第四十条　法務大臣（法第六十六条の二の規定により法第四十四条第一項及び第二項に規定する懲戒の手続に関する権限の委任を受けた法務局又は地方法務局の長を含む。次項及び第三項において同じ。）は、必要があると認めるときは、法第四十二条又は第四十三条第一項の規定による処分に関し、調査士若しくは調査士法人の保存する事件簿その他の関係資料若しくは執務状況を調査し、又はその職員にこれをさせることができる。

2　法務大臣は、前項の規定による調査を、調査士会に委嘱することができる。

3　調査士会は、前項の規定による調査の委嘱を受けたときは、その調査の結果を、意見を付して、委嘱をした法務大臣に報告しなければならない。

4　［略］

（調査士会の所属の会員に対する資料の提供の求め）

第四十条の二　調査士会は、所属の会員に対して、法第五十五条に規定する報告又は法第五十六条に規定する注意若しくは勧告に必要な範囲において、当該会員の保存する事件簿その他の関係資料の提供を求めることができる。

（法務局等の長の間の連絡調整）

第三十七条　調査士法人に関する法第四十四条第一項の規定による通知及び求め（以下「懲戒の通知及び請求」という。）が当該調査士法人の主たる事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の長（以下この条において「主たる事務所の管轄局の長」という。）に対してされた場合において、同項に規定する事実（以下「違反事実」という。）が当該調査士法人の従たる事務所に関するものであるときは、当該主たる事務所の管轄局の長は、当該従たる事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の長（以下この条において「従たる事務所の管轄局の長」という。）に対し、当該懲戒の通知及び請求の内容を知らせなければならない。

2　懲戒の通知及び請求が当該調査士法人の従たる事務所の管轄局の長（従たる事務所の管轄局の長が主たる事務所の管轄局の長である場合を除く。第三項及び第四項において同じ。）に対してされた場合において、違反事実が当該従たる事務所に関するものであるときは、当該従たる事務所の管轄局の長は、当該調査士法人の主たる事務所の管轄局の長に対し、当該懲戒の通知及び請求の内容を知らせなければならない。

3　懲戒の通知及び請求が当該調査士法人の従たる事務所の管轄局の長に対してされた場合において、違反事実が当該調査士法人の他の従たる事務所に関するものであるときは、当該懲戒の通知及び請求を受けた従たる事務所の管轄局の長は、当該調査士法人の主たる事務所の管轄局の長及び当該事実が生じた他の従たる事務所の管轄局の長に対し、当該懲戒の通知及び請求の内容を知らせなければならない。

4　懲戒の通知及び請求が当該調査士法人の従たる事務所の管轄局の長に対してされた場合において、違反事実が当該調査士法人の主たる事務所に関するものであるときは、当該従たる事務所の管轄局の長は、当該主たる事務所の管轄局の長に対し、当該懲戒の通知及び請求の内容を知らせなければならない。

5　第一項から第三項までに規定する場合においては、当該調査士法人の主たる事務所の管轄局の長と違反事実が生じた従たる事務所の管轄局の長は、相互に連絡調整の上、必要な調査を行い、法第四十三条第一項又は第二項の処分の要否を決定するものとする。

（資料及び執務状況の調査）

第四十条　法務局又は地方法務局の長は、必要があると認めるときは、法第四十二条又は第四十三条の規定による処分に関し、調査士若しくは調査士法人の保存する事件簿その他の関係資料若しくは執務状況を調査し、又は当該法務局若しくは地方法務局の職員にこれをさせることができる。

2　法務局又は地方法務局の長は、前項の規定による調査を、その管轄区域内に設立された調査士会に委嘱することができる。

3　調査士会は、前項の規定による調査の委嘱を受けたときは、その調査の結果を、意見を付して、委嘱をした法務局又は地方法務局の長に報告しなければならない。

4　［同上］

［条を加える。］

（会則の認可）

第四十一条　［略］

２　［略］

［一・二　略］

［号を削る。］

（研修）

第四十三条の二　連合会及び調査士会は、調査士会の会員に必要な専門的な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修を実施するものとする。

２　調査士は、資質の向上のため、連合会及びその所属する調査士会が実施する前項の研修を受けるように努めなければならない。

（連合会への情報提供）

第四十三条の三　法務大臣は、連合会の求めに応じ、調査士会の会員の品位を保持するため調査士会及びその会員の指導に必要な限度において、第四十条第二項の規定による調査の委嘱に関する情報を提供することができる。

第九章　公共嘱託登記土地家屋調査士協会

（協会の領収証）

第四十六条　［略］

２　前項の領収証は、電磁的記録をもつて作成及び保存をすることができる。

（協会の事件簿）

第四十七条　［略］

２　第二十八条第二項の規定は、前項の事件簿について準用する。この場合において、同条第二項中「七年間」とあるのは、「五年間」と読み替えるものとする。

（届出、報告及び検査）

第四十八条　［略］

［一・二　略］

三　解散したとき（法第六十五条において読み替えて準用する法第四十三条第一項第三号の規定による処分があつたときを除く。）。

２　［略］

［号を削る。］

一・二　［略］

［３～５　略］

（準用）

第四十九条　第二十四条及び第二十五条の規定は協会の業務について、第四十条の規定は協会に対する懲戒について、それぞれ準用する。この場合において、同条中「法務大臣（法第六十六条の二の規定により法第四十四条第一項及び第二項に規定する懲戒の手続に関する権限の委任を受けた法務局又は地方法務局の長を含む。次項及び第三項において同じ。）」とあり、及び「法務大臣」とあるのは「法務局又は地方法務局の長」と、「法第四十二条又は第四十三条第一項の規定による処分」とあるのは「法第六十五条において読み替えて準用する法第四十三条第一項の規定による処分」と読み替えるものとする。

（会則の認可）

第四十一条　［同上］

２　［同上］

［一・二　同上］

三　代表者の資格を証する書面

［条を加える。］

第九章　［同上］

（協会の領収証）

第四十六条　［同上］

［項を加える。］

（協会の事件簿）

第四十七条　［同上］

２　第二十八条第二項の規定は、前項の事件簿について準用する。

（届出、報告及び検査）

第四十八条　［同上］

［一・二　同上］

三　解散したとき（法第六十五条において準用する法第四十三条第一項第三号の規定による処分があつたときを除く。）。

２　［同上］

一　前項第一号の場合　登記事項証明書

二・三　［同上］

［３～５　同上］

（準用）

第四十九条　第二十四条及び第二十五条の規定は協会の業務について、第三十七条及び第四十条の規定は協会に対する懲戒について、それぞれ準用する。この場合において、第三十七条第一項中「法第四十四条第一項」とあるのは「法第六十五条において準用する法第四十四条第一項」と、同条第五項中「法第四十三条第一項又は第二項」とあるのは「法第六十五条において準用する法第四十三条第一項又は第二項」と、第四十条第一項中「法第四十二条又は第四十三条の規定による処分」とあるのは「法第六十五条において準用する法第四十三条の規定による処分」と読み替えるものとする。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

付録様式（第８条第１項）

土地家屋調査士資格認定申請書

年　月　日

（地方）法務局長　殿

氏　名　　㊞

私は、土地家屋調査士法第４条第２号の規定による法務大臣の認定を受けたいので、同法施行規則第８条第１項及び第２項の規定により申請します。

	写真 年月日撮影		
（ふりがな） 氏　名		年月日生	男 女
本　籍			
住　所	（〒　）		
事務所 設置予定地			
業務開始の 予定日			

（この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。）

付録様式（第８条第１項）

土地家屋調査士資格認定申請書

年　月　日

（地方）法務局長　殿

氏　名　　㊞

私は、土地家屋調査士法第４条第２号の規定による法務大臣の認定を受けたいので、同法施行規則第８条第１項及び第２項の規定により申請します。

	写真 年月日撮影		
（ふりがな） 氏　名		年月日生	男 女
本　籍			
住　所	（〒　）		
事務所 設置予定地			
業務開始の 予定日			

（この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とする。）

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律の施行の日（令和二年八月一日）から施行する。ただし、改正後の司法書士法施行規則第六条の規定は令和三年度以降に行われる司法書士試験について、改正後の土地家屋調査士法施行規則第四条及び第七条の規定は令和三年度以降に行われる土地家屋調査士試験について、それぞれ適用する。

（経過措置）

第二条　この省令による改正前の司法書士法施行規則第三十条第二項及び土地家屋調査士法施行規則第二十八条第二項に規定する保存期間がこの省令の施行の際既に経過していた場合におけるその保存期間については、なお従前の例による。

（法務省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正）

第三条　法務省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十七年法務省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

別表第二の一（第三条関係　法の適用対象のもの）

改正後		改正前	
番号	保存	番号	保存
［一～十二　略］		［一～十二　同上］	
［削る。］		十三	司法書士法施行規則（昭和五十三年法務省令第五十五号）第二十九条第一項の規定による領収証の副本の保存（同令第三十七条において準用する場合を含む。）
［削る。］		十四	司法書士法施行規則第四十八条の規定による領収証の副本の保存
［略］		［同上］	
［削る。］		十五・十六・十七	土地家屋調査士法施行規則（昭和五十四年法務省令第五十三号）第二十七条第一項の規定による領収証の副本の保存（同令第三十五条において準用する場合を含む。）
［削る。］		十八	土地家屋調査士法施行規則第四十六条の規定による領収証の副本の保存
［略］		［同上］	

別表第三の一（第五条関係　法の適用対象のもの）

番号	作成
［一～九　略］	［削る。］
十	［削る。］
	［略］
	［削る。］
十一～十五	［削る。］
	［略］

別表第五の一（第十条関係　法の適用対象のもの）

番号	交付等
一	［略］
	［削る。］
	［削る。］
	［削る。］
二	［削る。］
	［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

別表第三の一（第五条関係　法の適用対象のもの）

番号	作成
［一～九　同上］	
十	司法書士法施行規則第二十九条第一項の規定による領収証の作成（同令第三十七条において準用する場合を含む。）
十一	司法書士法施行規則第四十八条の規定による領収証の作成
十二	［同上］
十三	土地家屋調査士法施行規則第二十七条第一項の規定による領収証の作成（同令第三十五条において準用する場合を含む。）
十四	土地家屋調査士法施行規則第四十六条の規定による領収証の作成
十五～十九	［同上］

別表第五の一（第十条関係　法の適用対象のもの）

番号	交付等
一	［同上］
二	司法書士法施行規則第二十九条第一項の規定による領収証の正本の交付（同令第三十七条において準用する場合を含む。）
三	司法書士法施行規則第四十八条の規定による領収証の正本の交付
四	土地家屋調査士法施行規則第二十七条第一項の規定による領収証の正本の交付（同令第三十五条において準用する場合を含む。）
五	土地家屋調査士法施行規則第四十六条の規定による領収証の正本の交付
六	［同上］

○中央選挙管理会告示第九号

令和元年七月二十一日執行の参議院比例代表選出議員選挙における公職の候補者柴田巧の出納責任者柴田正人及び公職の候補者齊藤里恵の出納責任者小川誠から公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百八十九条第一項の規定に基づき提出された選挙運動費用収支報告書の訂正の報告があったので、同法第百九十二条第一項の規定に基づき、令和二年中央選挙管理会告示第一号（令和元年七月二十一日執行の参議院比例代表選出議員の選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨を公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

令和二年七月二日

中央選挙管理会委員長　宮里　猛

告示

次の表により、訂正前欄に掲げる要旨の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する訂正後欄に掲げる要旨の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

訂正後				
［略］				
候補者氏名	柴田　巧	参議院名簿届出政党等	日本維新の会	令和元年７月４日から第$\frac{1}{2}$回分令和元年７月20日まで
出納責任者氏名	柴田　正人			

訂正前				
［同左］				
候補者氏名	柴田　巧	参議院名簿届出政党等	日本維新の会	令和元年７月４日から第$\frac{1}{2}$回分令和元年７月20日まで
出納責任者氏名	柴田　正人			